

船舶事故調査報告書

平成30年5月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	平成29年8月29日 15時30分ごろ
発生場所	東京都江東区東雲運河 晴海信号所から真方位092° 1,700m付近 (概位 北緯35°38.7′ 東経139°47.5′)
事故の概要	水上オートバイ Thousand Sunny ^{サウザンド サニー} は、浮体をえい航して遊走中、また、水上オートバイ ULTRA310 R ^{ウルトラ アール} は、遊走中、浮体と ULTRA310R とが衝突し、浮体の搭乗者1人が負傷した。
事故調査の経過	平成29年9月5日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 水上オートバイ Thousand Sunny、0.2トン 232-43961 東京、株式会社グローバルテック B 水上オートバイ ULTRA310R、0.1トン 241-20782 東京、株式会社アドクレスト
乗組員等に関する情報	A 船長A、特殊小型 搭乗者A B 船長B、二級小型・特殊
負傷者	A 重傷 1人（搭乗者A） B なし
損傷	A なし 浮体 不明 B 不明
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風速 約5.5m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、えい航した浮体（以下「本件浮体」という。）に搭乗者Aほか2人の搭乗者を乗せ、東雲運河を遊走中、後方を確認せずに減速してUターンした際に本件浮体とB船とが衝突した。 搭乗者Aは、右恥骨等を骨折した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、東雲運河を遊走中、本件浮体と衝突した。
分析	A船は、本件浮体をえい航して遊走中、後方の見張りを適切に行っていなかったことから、後方を遊走していたB船に気付かず、減速してUターンした際に本件浮体とB船とが衝突し、搭乗者Aが負傷したものと考えられる。 B船は、遊走中、本件浮体と衝突し、搭乗者Aが負傷したものと考

	えられるが、船長Bから情報を得ることができなかったことから、本件浮体と衝突した状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、A船が本件浮体をえい航して遊走中、B船が遊走中、本件浮体とB船とが衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・遊走中にUターンする際には、後方の見張りを適切に行い、安全な場所で行うこと。・浮体をえい航している水上オートバイにはむやみに近づかないこと。